

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第335号)

平成16年11月16日

横情審答申第335号

平成16年11月16日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年5月20日都北開第26号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路検査台帳 道路完成
届台帳」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路検査台帳 道路完成届台帳」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウンにおける道路の次のもの 道路検査台帳 道路完成届台帳」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年2月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 港北ニュータウン事業について

ア 港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事は、公団が施行している。

イ 横浜市は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）第11条の規定に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべて完了した。

(2) 非開示とした理由

宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事（整地、擁壁、道路、排水施設工事等）の一部として取り扱われており、宅地造成工事区域ごとに台帳整理されている（宅地造成台帳は、異議申立人に開示済み）。

したがって、道路だけを対象とした道路検査台帳及び道路完成届台帳は、作成せず、又は取得しておらず、保有していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン内には、道路が多数あるが、それぞれ道路番号（設計協議書番号）がつけられている。数百本に及ぶこれらの道路が、それぞれ、道路工事完了検査、合同検査を受け、やがて供用開始、引継ぎを受けていく過程を考えれば、整理台帳が作られていないということは、あり得ないことである。道路については、完了検査済証が必ず交付され、供用開始等に当たり図書が作成される。これら大量の図書に対し、台帳が無くては図書の探しようがなく、管理体制が問われる。現に、ある道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が不明となっている。港北ニュータウン事業の完了公告から5年も経たないのに、道路の完成時期すらわからない仕組みになっているはずはなく、どこかに台帳が存在するはずである。
- (2) 道路は、将来横浜市に帰属し、横浜市の財産になるものであるから、完了検査にあたっては、横浜市も特に厳重な扱いをしている。港北ニュータウンにおいても、道路工事は宅地造成工事の一部として行われるものであっても、工事完了に際しては、宅造完了検査とは別に道路のみを対象として道路工事完了検査を実施している。その際に、道路工事検査済書が交付される。このように道路だけを対象とした完了検査、完成検査が実際に存在するのであり、実施機関の非開示理由は筋が通らない。道路工事検査済書の対象となった道路は、第二地区だけで二千本を超えるものであり、これだけ多数の道路に対して台帳も整理簿も無いのでは対応不可能である。
- (3) 道路工事検査済書は、横浜市の責任において交付された重要文書であり、文書番号も記されている。文書番号（都港建第1035号）が存在している以上、同番号を記した控え（台帳・整理簿）が存在するはずである。そうでなければ文書番号など無意味であり、横浜市は自ら保証した工事が何であるかすら、分からないこととなる。
- (4) 完了検査済書そのものを開示してほしいが、これについては廃棄年度前に誤って廃棄した（都港第19号）とのことであったため、整理簿・控え又は決裁文書の開示を請求した。
- (5) 実施機関は、宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事（整地、擁壁、道路、排水施設工事等）の一部として取り扱われておりと主張し、道路検査は宅造法第12条による合同検査以外には存在しないかのように説明しているが、実際は合同検査に先立ち、道路局独自、下水道局独自の完了検査が実施されている。
- (6) 道路検査済書の番号である都港建第1035号は、検査台帳（検査済台帳）の存在を示

している。また、工事完了後は、完了検査願が提出され、設計図どおりに施行されているかをチェックするのは当然であり、このやり方は、事業形態が土地区画整理事業であろうと横浜市発注の工事であろうと基本的には異なるものではない。道路工事検査済書自体は無くても台帳は残っているはずである。

- (7) 下水道局も、合同検査に先立ち下水道局独自の検査を行っており、完了検査済書、完了検査台帳、完了報告（完了届）台帳が残っていて開示されている。
- (8) 申立人は、帳簿の具体的な名称を知らないため台帳と記載したが、下水道の例に見る如く港北ニュータウン建設事務所の決裁供覧文書整理簿の工事完了について（報告）も台帳である。これは道路についても作成されているはずである。その根拠としては、横浜市行政文書管理規則第6条に「事案についての最終的意思決定は、文書によって行う」とあり、道路工事検査済書交付にあたっては、下水道と同様に決裁が採られていたことを示している（港北ニュータウンでは項目ごとに決裁が整理されている。）。道路工事検査済書には、都港建第1035号とあり、この番号を示す元の帳簿が存在することは明らかであり、申立人はそれを求めている（番号により道路位置を特定できる。）。
- (9) 港北ニュータウンには、横浜市発注の都市計画道路も含まれており、それらについては、台帳が作成されることになっている（永年保存）。この道路工事台帳には、工事名、中間検査及び竣工検査等の情報が記載されているので、道路工事台帳の開示を望む。
- (10) 道路工事検査済書の発行関係書類は、横浜市公文書目録に示された行政文書であり、この中には交付に係る起案書又は整理簿（台帳）も含まれているはずである。道路工事台帳もまた、道路局の文書分類表に明示されている行政文書である。以上のように請求対象行政文書が現実に存在する以上、非開示決定を取消してほしい。万が一、当該文書が存在しない場合は、その理由を正しく示してほしい。
- (11) 申立人は、道路の竣工年月日を知りたいのである。しかし、道路工事検査済書は誤って廃棄したと聞いているので、台帳（それに類するもの）を求めた。港北ニュータウンについては、事業終了時点で、いつ道路が造られたのかすら分からず、申立人は大変困っている。引受検査及び供用開始の関係図書を開示してほしい。この二つの文書は、道路工事竣工直後に作成されることになっているからである。横浜市は、宅地造成台帳を開示したとしているが、申立人の要求とはまったく無関係なものである（昭和58、59年以降は、実際の道路竣工年度との差が2年以上もあるケースが大半を

占め、事業後半になるとその差は益々大きくなっていくからである。)。

(12) 港北ニュータウン建設事務所の決裁供覧文書整理簿は、以下のような構成で作成されているが、道路の分だけ欠如している。900～1100が抜けていることから、この部分が道路であると思われる。

- 1 ～ 400 事務 (先行使用宅地の認定について)
- 401 ～ 500 宅造工事一部完了検査済証の交付について
- 501 ～ 700 下水道設計協議
- 701 ～ X 下水道工事完了について (報告)
- X ～ 1100 X = 900 (申立人の推測)
- 1101 ～ 1200 宅造設計協議
- 1201 ～ 1300 宅造仮検査済証の交付
- 1301 ～ 1400 着工届

設計協議の件数と完了報告の件数は合致していることから、Xは900と推測される。

以上のことから、道路についても決裁供覧文書整理簿が作成されていたことは明らかであり、道路工事検査済書関係図書の外に、道路についての決裁供覧文書整理簿の開示を求める (万が一、作成されていない場合は、道路だけが作成されていない理由の説明を求める。) 。

(13) 検査記録簿は、次の3点を示している。

- ・横浜市が、道路に対して、宅造工事完了検査の他に道路工事検査を行っていること。検査記録簿上の竣工検査とは申立人が要求している道路工事検査を、検査記録簿上の合同検査あるいは宅造検査済証交付のための検査とは宅地造成工事に伴う一部完了検査を表している。

- ・各検査の後には各々完了検査済書 (証) が交付されていること。竣工検査に対しては道路工事検査済書、宅造工事に対しては宅造工事に伴う一部完了検査済証が交付されている。なお、道路工事検査済書は、横浜市発注道路 (都市計画道路等)、公団発注道路の両方に対して作成されている。

- ・いずれの検査も決裁がとられていること。

(14) 検査記録簿は、港北ニュータウンにおけるすべての道路の完了検査実施日及び範囲を時系列的に示しており、実質的には台帳に相当するものである。しかも、これは決裁までとられた正規の文書である。故に、台帳とは呼ばないと言う理由だけで開示されなかったことに疑問がある。検査記録簿は、道路のみを対象とした検査が実際に

実施されたことを直接的に証明したものであり、正に申立人が要求した内容を示している。申立人が何年も前から、道路工事検査済書を求めているのに対し、横浜市は誤って廃棄したとする以上、本来なら積極的に検査記録簿を開示するべきである。この他にも本来道路工事検査済書の交付台帳も存在することを改めて主張する。

- (15) 検査記録簿を初めて交付されたのは平成13年3月であったが、このときはこれだけが倉庫に残っていたと3枚示されたため、検査記録簿の内容も分からず、偶然に数枚の紙が見つかったとしか認識しなかった。平成14年10月に、検査記録簿の全部を見せられて、その情報の豊富さ（台帳、検査済書以上の情報が示されている）に驚いた。本来ならば、検査記録簿は遅くとも本件請求時に開示されるべきものである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団の間で協議が成立している。

宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事の一部として取り扱われている。

(2) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書に港北ニュータウンにおける道路の道路検査台帳及び道路完成届台帳と記載して請求している。実施機関は、本件請求文書である港北ニュータウンにおける道路の道路検査台帳及び道路完成届台帳とは、道路だけを対象とした台帳であると判断し、取得も作成もしていないため不存在として非開示決定をしている。当審査会は、実施機関のこの判断を踏まえて、申立人が求めている港北ニュータウンにおける道路の道路検査台帳及び道路完成届台帳とはどういう文書を指すのかについて検討を行った。申立人は、異議申立書において、ある道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が不明となっていると記載していることから、本件請求文書である港北ニュータウンにおける道路の道路検査台帳及び道路完成届台帳とは、港北ニュータウンの道路の完了検査年月日及び供用開始年月日が路線ごとに記載されている文書であると考えられる。しかし、路線ごとの供用開始年月日は、常時閲覧可能な道路台帳に記載されているため、港北ニュータウンにおける道路の道路検査台帳及び道路完成届

台帳とは、港北ニュータウンの道路の完了検査年月日が路線ごとに記載されている文書であると判断した。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、港北ニュータウン内の道路工事については、公団施行の宅地造成工事の一部として取り扱われており、宅地造成工事区域ごとに台帳整理されているため、道路だけを対象とした道路検査台帳及び道路完成届台帳は作成せず、又は取得していないと主張している。

それに対し申立人は、港北ニュータウン土地区画整理事業として整備された道路については、宅造法に基づく一部完了検査に先立って、路線ごとに道路工事検査が行われており、道路工事検査済書が交付されている。道路工事検査済書には、文書番号が記載されているので、文書番号を示す控えが存在するはずであると主張している。そのため、その点について実施機関に確認したところ、次のような説明があった。

(ア) 港北ニュータウン土地区画整理事業で整備された道路については、工事完了後、公団から依頼を受けて道路工事検査を実施している。しかし、道路工事検査時においても、申立人が請求している道路検査台帳及び道路完成届台帳は、取得又は作成していない。

(イ) 道路工事検査の結果が適合であり、道路工事検査済書を交付しようとする場合は、交付の意思決定の記録を決裁供覧文書整理簿に記載し、決裁供覧文書整理簿と同一の文書番号を当該道路工事検査済書に記載して交付する。申立人が意見書において主張する文書番号を示す控えとはこの決裁供覧文書整理簿のことであると思われる。しかし、港北ニュータウンの道路の工事検査済書の交付の意思決定の記録を記載した決裁供覧文書整理簿は、現在は存在していない。また、本件請求の行政文書の名称は、道路検査台帳及び道路完成届台帳であったため、決裁供覧文書整理簿は、本件請求の対象行政文書には当たらないと判断した。

イ 当審査会は、両者の主張を踏まえ、検討を行った。

横浜市が、道路工事検査を実施した際に、路線ごとの完了検査年月日を記録した道路検査台帳及び道路完成届台帳が作成又は取得されたかであるが、当審査会が調査したところ、道路工事検査の際に、それら文書が取得又は作成されていたことを推認させるような事情は確認できず、それら文書の作成を義務づける規定も見受けられなかった。また、決裁供覧文書整理簿が本件請求の対象文書には当たらないと

実施機関が判断したことについては、本件請求文書名が道路検査台帳及び道路完成届台帳であることから、実施機関の判断は特段不合理であるとは言えない。

ウ さらに、申立人が求めている路線ごとの完了検査年月日が記載されている文書が他に存在していないかについて、実施機関に確認したところ、次の説明があった。

申立人が意見書の中で求めている検査記録簿とは、各種工事の道路の検査に係る記録が記載されている文書である。平成13年頃に申立人にその一部を任意開示し、平成14年10月に別件の開示請求により申立人に個人情報を除きすべて開示している。平成14年1月の本件請求における行政文書の名称は、道路検査台帳及び道路完成届台帳であったことから、検査記録簿は本件請求の対象行政文書ではないと判断した。

エ 当審査会で、検査記録簿を見分したところ、各種工事の道路の検査に係る記録が記載されていることが確認された。しかし、検査記録簿には、路線ごとの完了検査年月日は記載されていないため、本件申立文書には該当しないと判断できる。また、本件請求の行政文書名は、道路検査台帳及び道路完成届台帳であったため、実施機関が検査記録簿を本件請求における対象行政文書ではないと判断したことは特段不自然ではないと考えられる。

オ 申立人は、意見書において検査記録簿及び決裁供覧文書整理簿の他に、道路工事台帳、引受検査関係図書、供用開始関係図書、道路工事検査済書関係図書の開示を求めているが、本件請求の行政文書として記載されていないため、実施機関が本件請求における対象行政文書としてこれら文書を特定しなかったことに誤りはなかったものと判断される。

カ このように、当審査会としては、道路検査台帳及び道路完成届台帳を作成せず、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書について条例第2条第2項に規定する行政文書は存在しないとして、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年5月20日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年5月24日 (第270回審査会)	・諮問の報告
平成14年7月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・審議
平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年3月31日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年10月21日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年9月17日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年10月8日 (第46回第二部会)	・審議